

金沢市緊急経営安定特別資金取扱要領

1 目的

この制度は、取引先企業の倒産、事業活動の制限、景況の悪化、取引先金融機関の破綻等により、事業活動に支障を来している市内の中小企業者に対し、その必要な資金の融資を行うことにより、緊急な事業資金の円滑化と経営の安定化を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

2 取扱金融機関

商工組合中央金庫、北國銀行、北陸銀行、福井銀行、富山銀行、富山第一銀行、福邦銀行、金沢信用金庫、はくさん信用金庫、のと共栄信用金庫、興能信用金庫、石動信用金庫、金沢中央信用組合、石川県医師信用組合、三井住友銀行、みずほ銀行

3 融資対象者

市内に本社事業所を有し、原則として、1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合であり、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれか、又は中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市長の認定（以下「いずれかの市長認定」という。）を受け、経営安定関連保証等の承諾を受けた者

原油価格高騰対策分については、中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）の規定に該当し、市長の認定を受けた者

能登半島地震支援分については、中小企業信用保険法第2条第5項第4号（令和6年能登半島地震）の規定に該当し、市長の認定を受けた者

4 資金の用途

経営の安定のために、緊急に必要な事業資金とする。

5 融資条件

- | | |
|------------|--|
| ① 融資限度額 | 1企業、1組合 5,000万円 |
| ② 融資期間 | 設備資金 10年以内（2年以内の据置含む）
運転資金 10年以内（2年以内の据置含む） |
| ③ 融資利率 | 別途、市長が定める |
| ④ 担保・連帯保証人 | 取扱金融機関所定の扱いによる |
| ⑤ 信用保証 | 必須（経営安定関連保証）
※県信用保証協会の定めによる |
| ⑥ 償還方法 | 元金均等償還 |

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書（様式第1号）2通にいずれかの市長認定の認定書を添えて、取扱金融機関に直接、提出するものとする。

※原油価格高騰対策分及び能登半島地震支援分は、借入申込書の様式が異なることに留意すること。

7 融資の報告

- ① 取扱金融機関は、借入申込書及び毎月末現在の融資状況を、翌月10日までに市長に報告（様式第2号）するものとする。
- ② 取扱金融機関は、別に定める様式により、6月末、9月末、12月末、3月末現在の融資残高を、各翌月の10日までに市長に報告するものとする。

8 その他の事項

この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は当該要綱に定めるところによる。